



弁護士 宮澤俊夫 80

有期雇用契約の解除

判例から見る
労働トラブルの
防止対策



1、労働者からの契約解除

当事者が雇用の期間を定めた雇用契約を締結すると、使用者も労働者もやむを得ない事由がある場合でなければ、雇用期間中契約を解除することはできません（労働契約法一七条一項、民法六二八条）。

除の是非が争点となつた珍しい事例の裁判を経験しましたので紹介します。

2、事案の概要

私が顧問をしている公立病院が、夜間当直と休日の日直をしてくれるアルバイト医師と一年間の有期労働契約を締結しました。

そのため、同医師の対応に苦慮した病院から私のところに相談が来ました。私は、そのような診療拒否事例を個々具体的に示して、いかなる患者も受け入れて当直医は診察するよう

なことはしていないこと、同医師の言動や診療拒否が、病める人を救うといふ医師の使命から外れた極めて非常識なものであることを強調し、立証しました。一審は、病院側が全面勝訴しました。医師側が控訴しましたが、控訴審も、次のように述べてその控訴を棄却しました。

3、大阪高裁令和二年七月二日判決

要旨

有期雇用契約における「やむを得ない事由」とは、あらかじめ定められた契約期間の満了まで契約当事者を拘束することにつき重大な支障を生じさせる事情すなわち、契約期間の途中でいつ短期の契約期間なのであるから、その契約期間が過ぎればその契約関係は当然に終了するのであり、中途解除これに該当するかどうか、今後このようない判断が出てくると思われます）。それは、期間の定めのない契約と違

い、短期の契約期間なのであるから、代わりに利用しようとする患者がい

る。このような患者まで当直医が診療している医師でした。そのため、夜間救急外来を受診した患者に「どうして昼間コンビニを利用するような感覚で受

診している。また、救急車をタクシーで利用しようとする患者がいる

ばかりでなく、同医師の代理人弁護士から、全患者受け入れ方針であることは契約締結時間聞いておらず、そのよ

うな業務を強要されたので民法六二八条前段に基づき、本件雇用契約をやむ

を得ない事由により解除する旨の通知

と同条後段の損害賠償請求として残余の雇用期間に支払われる予定であった賃金の請求がなされ、訴訟となりました。

私は、同医師面接時に病院側は病院の置かれた地域状況から全患者受け入れをお願いしている旨を同医師に伝えていること、同病院に夜間休日に来院する患者数は決して多くはなく同医師に強い負担をかけるようなものではなかったこと、どこの病院の当直医も、来院患者を診察もせずに追い返すよう

伝えておらず、同方針に基づく業務を求めるため民法六二八条の「やむを得ない事由」が認められるとして主張する。

しかししながら、同医師の採用面接において、病院事務局長及び総務課長は、同病院の地域的要因等から、救急患者はできる限り受け入れる方針を取っていることを説明しており、これに加えて専門的、高度な診療が必要とする病院には、大学病院に搬送することができる等のバックアップ体制が整っていることを伝えています。



今回 労働者側からの有期契約の解

除の是非が争点となつた珍しい事例の裁判を経験しましたので紹介します。

私が顧問をしている公立病院が、夜間当直と休日の日直をしてくれるアル

バイト医師と一年間の有期労働契約を

締結しました。

以上によれば、同病院における日当直業務の状況に鑑みると、医師一名、看護師二名、看護師長一名という勤務体制の下で本件方針に従つた医師業務の提供が労働者に強度の負担を強いるものとは認められない。そうであるとすれば、本件方針に従つた医師業務を提供することを内容とする本件雇用契約をその契約期間まで継続することが労働者にとって、客観的に見て著しく不当又は不公平であるということはできないから、民法六二八条前段に定める「やむを得ない事由」があるとはいえない。

「やむを得ない事由」が認められない以上、控訴人の損害賠償請求の主張もその前提を欠き、認められない。（愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知労働局労災法務専門員）